

平成18年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭  
代表者の役職名 代表取締役社長 柳 時 機  
(コード番号 7562 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務人事部長 安部 一夫  
( TEL . 048 - 859 -0555 )

## 平成18年9月中間期における会計処理の訂正について

平成18年10月11日に発表いたしました「固定資産譲渡に関するお知らせ」に記載しておりました安楽亭浦和常盤店及び七輪房川越店の売却につきまして、下記のように会計処理を訂正いたしましたので、お知らせいたします。

今回の訂正は監査法人による会計処理の指摘が、「平成19年3月期中間決算短信(連結)」及び「平成19年3月期個別中間財務諸表の概要」を発表いたしました平成18年11月24日よりも後でありましたことから、これらにつきまして一部訂正が生じたため、本日付で別途開示いたしておりますことも併せてお知らせいたします。

なお、当該売却に伴う損失の計上は下期の業績予想に織り込み済みであったため、平成18年11月24日発表の通期業績予想に変更はありません。

このたびは投資家の皆様をはじめ、多数の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 記

### 1. 当初の会計処理の方針

当該売却は平成18年10月に行われたものであるため、同月において固定資産売却損を137百万円(内訳:安楽亭浦和常盤店5百万円、七輪房川越店132百万円)計上し、平成18年9月中間期の業績には影響はないものとしておりました。

### 2. 訂正後の会計処理

当該売却により計上した固定資産売却損のうち、七輪房川越店に係る132百万円については、減損損失として平成18年9月中間期に反映させることといたしました。この訂正により、当初の会計処理と比較して、平成18年9月中間期の減損損失が132百万円増加するとともに、税金等調整前中間純利益(税引前中間純利益)及び中間純利益が同額減少することとなります。

### 3. 訂正の理由

当社では安楽亭浦和常盤店及び七輪房川越店について、平成18年9月中間期決算における減損損失の判定において、土地の時価の下落割合が50%未満であったために減損の

兆候なしと判定し、上記1.に基づく会計処理を行う方針でしたが、監査法人より、当該売却は中間決算手続中に行われたものであることから、固定資産売却損の一部を減損損失として平成18年9月中間期に反映させるべきではないかとの指摘がなされました。当社において詳細に検討し監査法人と協議いたしました結果、投資家の皆様にいち早く有用な情報を提供するという観点より、減損損失として平成18年9月中間期に前倒しで反映させることが必要であると判断し、金額的に重要性の高い七輪房川越店に係る固定資産売却損132百万円について、減損損失を計上する旨の訂正に至ったものであります。

以 上